

かんぽう

2018 Winter vol.75

Mv らい・ぶらり

2018年1月21日発行 発行元/朝霞市立図書館 埼玉県朝霞市青葉台1-7-26
電話/048-466-8686 メールアドレス/tosyo@city.asaka.lg.jp



朝霞市立図書館本館は、
昨年おかげさまで
開館 30 周年を迎えました！
もう 30 年？ まだ 30 年？
これからもどうぞよろしく
お願いいたします！



CONTENTS

- 図書館長からのご挨拶
これからの朝霞市立図書館について・・・ 2
- 平成29年度 児童文化講座開催のご報告・・・ 3
- かんない・ぶらり
図書館のしごと/どうして図書館の本やDVDは無料で借りられるの？・・・ 4
- 図書館いんぷおめーしょん・・・ 6

図書館長からのご挨拶

これからの朝霞市立図書館について

～開館30周年を迎えて～



開館からこれまでの歩み

昭和六十二年（1987年）十

月三十日に開館した朝霞市立図書館（以下「本館」）は、多くの皆様の利用いただき、昨年、開館三十周年を迎えることができました。

開館当時はバブル景気を迎える前の好況期でもあり、「市民の図書館」の理念に基づいた、「リクエスト、レファレンスを含む貸出サービス、児童サービス、全域サービスの充実を目指し、本館もこれらのサービスに努めてきました。また、いち早く実用書コーナーを設置して、幅広い利用者ニーズに対応できたのではないかと考えています。

児童サービスにおける子ども読書活動支援では、他の図書館より比較的早い時期の平成十五年度から、ボランティアの方々との協力により四カ月児健診の際にブックスタート事業を実施しており、開始時に参加したお子さんたちは既に十四歳を迎えます。さらに、開館当初から、利用者・図書館との協働

により実施している図書館まつりやらいぶらりコンサートが現在まで継続実施されております。

これらの取組みは、利用者の方々、図書館を支援して下さる様々な団体や関係機関等のご理解と協力があったからこそ、現在まで継続できているのではないかと思います。



これからの図書館とは

2000年代に入ってから以降、社会変化がさらに加速化され、電子書籍の登場や、パソコンやスマートフォンの急速な普及により、インターネット利用が社会生活では当たり前となりつつある一方、読書離れや活字離れ、読解力の低下が懸念されています。経済状況も変わり、図書館にも効果的・効率的な運営が求められるようになりました。平成十八年（2006年）に文部科学省が発表した『これからの図書館像』では、

図書館は地域を支える情報拠点として、新たな時代に対応した図書館サービス、図書館運営を求めています。「図書館は文芸書等を借りる場所」

という古い図書館のイメージから脱出して、地域の人々に必要な情報を迅速・的確に提供して、利用者が適切な状況判断や意思決定を行うことができるよう、地域社会の課題解決や地域改革・振興に寄与する施設として認識されることが必要です。

これらにより、図書館を利用していない方を図書館利用につなげていく視点も重要になってきます。

図書館は、従来の有形物である図書や雑誌等のみでなく、インターネット情報等の様々な情報資源を提供するゲートウェイ（入口）としての役割を果たしていかなくてはなりません。

このような認識をもちながら、本館サービス基本計画の基本理念である「赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが気軽に使える図書館」を踏まえ、図書館運営を進めてまいりたいと考えております。

朝霞市立図書館長・猪股敏裕



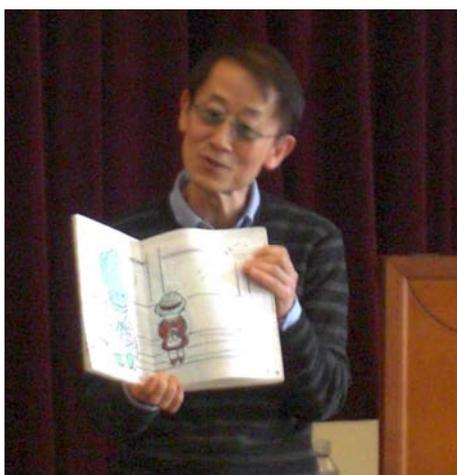
平成29年度 児童文化講座／開催のご報告

ももんちゃんとおともだちになろう！



～とよたかずひこさんのおはなし会～

平成29年11月29日図書館本館・視聴覚室にて



去る平成二十九年十一月二十九日（水）、『ももんちゃん』シリーズなどで知られる絵本作家・とよたかずひこ先生を講師にお招きし、児童文化講座を開催しました。

今回は、お子さんと一緒に参加できるスタイルとし、とよた先生ご自身による『おまめくんぱちぱちー』『ゴロゴロゴロン』『でんしやがくるよ』『でんしやにのって』や、『バルボンさん』シリーズ、おなじみの『ももんちゃん』シリーズの紹介と読み聞かせもしていただき、子どもたちが目を輝かせて聞き入っていました。また、大人の皆さんも、とよた先生の愛読者ばかりで、非常に熱心に先生の講演を聞いておられました。

とよた先生が絵本を手掛けるようになったのは、ご自身のお子さんが絵本に夢中な様子を見て「子どもにむけた本を作ってみよう」と思ったのがきっかけだそうです。「わが子にむけて」という意識の下、作品は完成しましたが、なかなか成果に繋がらず、このことについて、とよた先生は、絵本を読むのは子どもだが、それを与えるのは保護者＝大人であることから、子どもに楽しんでもらえることは勿論、大人も楽しめる二重性を持つ作品づくりをする、という作家性が足りなかった、と言っておられました。

その後、ご自身のお子さんとのやりとりがきっかけで書いた「でんしやがくるよ」が保育園での好評をきっかけにヒットし、その後のご活躍につながったとのこと。

また、子どもたちの特徴として、昨日読んだばかりの本であっても気に入れば今日もねだってくることを挙げ、図書館は親が子どものために本を選ぶには最適の場所であり、数々の作品に触れてもらい、その中

でお子さんが気に入り、何度も貸出する本が見つかった時には、ぜひ買い与えてあげてほしい、とおっしゃっておられました。

その後の質疑応答で「ももんちゃん」について、作中に家族を登場させる気はないこと、母親らしきキャラクターは登場するものの、実は母という設定ではなかったこと、さらに読者の発想を限定したくないことから、実はももんちゃんは「人間」ではない（！）という驚きの裏設定が明かされ、盛況のうちに公演は終了しました。とよた先生、貴重なお話をありがとうございました！

* * *

今回の児童文化講座につきまして、非常にご好評をいただき、参加者募集初日の午前中には申込数が定員に達してしまいました。今後も募集方法の見直しを含め、たくさんの皆様に興味を持っていただける企画を用意したいと考えておりますので、次回の児童文化講座にもぜひご参加下さい！



かんないぶらり 図書館のついでに どうして図書館の本やDVDは 無料で借りられるの？

毎年、図書館には市内の小学生が

授業の一環として見学に来られます。

その際、児童のみなさんからいろいろと質問をいただくのですが、その中で必ず聞かれるのが「どうして図書館では本がタダで借りられるの？」という質問です。

この質問、子どもの持つ「素朴な疑問」と思われるかもしれませんが、実は、私たち図書館に勤務する者から見ると、非常に本質的かつ重要なものなのです。

ちよつと難しい話になってしましますが、今回はこのことについて少し述べてみたいと思います。

「無料」の根拠

朝霞市に限らず、日本国内の公立

図書館では、本やDVDなどの図書資料は必ず無料で借りることがで

きます。

その理由については「税金で買ったものだから」「公共施設だから」と

考えるのが一般的だと思います。しかし、同じ公共施設でも、朝霞

市内でも体育館や市民センターなどは有料です。また「埼玉県立図書館」は無料で利用できますが「埼玉県立近代美術館」は入場料が必要です、「国立国会図書館」は無料で利用できますが、「国立科学博物館」は有料

です。このように国、県、市町村を問わず、公立の「図書館」は入館料も徴収しない「無料施設」なのです。なぜ「無料」なのか？

それは、ひとことで言うと法律で決まっているから、なのです。わが国には「図書館法」という法

律があります。これは、図書館の設置・運営に関して定めたもので、昭和二十五年（1950年）に制定されました。この法律の中に次のような条文があります。

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に對するいかなる対価をも徴収してはならない。

このように法律によって、公立図書館の資料は無料で利用できるよう、明確に規定されています。これを図書館業界(?)では「図書館無料の原則」と呼んでいます。

実は「図書館法」の成立以前、戦前において図書館について定めていた「図書館令」においては、「閲覧料又ハ付帯施設ノ使用料ヲ徴収スルコトヲ得」とされ、多くの公立図書館は有料施設であったとのこと。では、なぜ戦後「無料の原則」が導入されたのでしょうか。

「無料」の理由

戦後に改正された、国の最高法規である日本国憲法。そこで定められた国民の権利の中に、「学問の自由」「教育を受ける権利」「表現の自由」があります。

図書館法による「図書館無料の原則」は、これらを保障する一環を担うもの、とされています。

なんとも大げさな話になってきた、と考える方もいらっしゃると思いますが、実は、そうでもないのです。まず、「学問の自由」は憲法第二十三条において「学問の自由は、これを保障する」と規定されています。

条文を一見しただけでは、学者や専門家の研究活動を保障したものと思われがちですが、この「学問」には、私たち一般市民が自分が興味を持つたことについて自発的に調べ、学ぶこと、いわゆる「生涯学習」も含まれており、このことから、あらゆる分野の資料を揃えた公立図書館は必須の施設となります。

また「教育を受ける権利」ですが、これは憲法第二十六条の「すべて国



民は（中略）ひとしく教育を受ける権利を有する」を根拠としており、

これは国や自治体が各種の学校教育制度を整えること、と考えるのが一般的ですが、この条文の中で言う「教育」には学校教育のほか、やはり生涯学習も含まれており、このために図書館や公民館、博物館を設置し、これの実現に努める義務があるとされています。

「表現の自由」は憲法第二十一条において「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とされています。表現することが自由であるならば、当然のこととして表現されたものを読んだり見たりする権利（＝知る権利）もあるわけで、図書館で所蔵している資料がこれに貢献するということになります。

このような役割を持つ図書館が、もし入館料や貸出料を徴収した場合、経済的な事情によって皆さんが手にできる資料、そこから入手できる情報の質や量に差が生じる可能性があります。そのようなことがおこらな

いなく、「無料の原則」が規定されているのです。

また、現代は「自己判断・自己責任の時代」と言われています。自分で正しい判断を下すには、一つでも多くの情報・知識が必要です。このような時代において、知り得る情報が経済力によって差が生じないことを目的とした「無料の原則」の役割や意味は、ますます重要性を増しているといえます。

このような「図書館無料の原則」をもつのは我が国に限らず、世界の主要国はいずれもそうであり、また、ユネスコ（UNESCO＝国際連合教育科学文化機関）の「公共図書館宣言」においても「公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。」とされ、「国および地方自治体の政策決定者ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。」と謳

っています。

このように、図書館の資料を無料で利用できる理由は意外と深く、私たち一人一人の持つ「権利」に関係しているのです。

しかし、ここまで読まれた方の中には「でも、小説や劇場用映画のDVD等のエンタテインメントの分野は関係ないのではないか？」と考える方もいると思います。

ですが、エンタテインメント分野は、その作品が制作された当時の世相や風俗、流行、習慣が強く反映されるものです。年月が経つと、その当時のことを知る上で一つの資料となり得ますし、また、その中から今後「定番」や「古典」として読み継がれ、あるいは観続けられていく作品が生まれてくることを考えれば、他の分野の資料と同じように、多くの方の手に触れる状況を守っていくことは大切なことなのです。



私たちにできること

このように図書館には私たちの「権利」に関わる役割があります。

これらの大切な権利を守るために、

利用者の皆さんには、ぜひ図書館の資料を大切に扱うことをこころがけていただきたいと思います。

残念ながら、図書館では毎年、少なからぬ数の資料が汚損・破損し、中には不明（貸出手続きをせずに持ち出しされ、戻ってこない）となるものもあります。

本は、大切に扱えば二十年、三十年は十分使用に耐え得るものです。

今、あなたが何気なく手にしている図書館の資料が、何年あるいは何十年か先、見知らぬ誰かが、あるいはこれからこの世に生まれて来る人が手にし、役立てる日が来るかもしれないのです。

そしてわれわれ図書館の職員は、これからも皆さんの要望に応えられるよう、限られた予算の中ではありますが、一つでも多く、数多くの分野の資料を収集し、必要な際にはすぐに提供できるよう、整理・保存に努めてまいります。



としょかんインフォメーション

本館 キャレル・デスクの利用時間変更について

本館の社会人専用個別ブース型座席（キャレルデスク）の利用時間について、変更を検討しており、近々、試行を実施する予定です。詳細は館内の掲示でお知らせします。

本館でのフタつき容器による水分補給について

これまで本館では、所定場所以外での飲食は禁止となっていました。皆様の健康維持に鑑み、フタつき容器による水分補給についてのみ、実施する予定です。詳細は追ってお知らせします。

シネマライブラリー

マルサの女

(87年/日本/127分)

監督/伊丹 十三

出演/宮本 信子

山崎 努

日時/2月4日(日)

午後2時から

場所/図書館本館・視聴覚室

※入場無料です。ぜひご来場ください!

リサイクル・フェアのお知らせ

図書館で除籍した図書・雑誌を無料で提供します(児童書、CD、DVDはありません)。

- ※ 持ち帰り用の袋等は各自ご用意ください。
- ※ トランク、キャリーバッグ等の大型カバン類は会場に持ち込みできません。
- ※ 提供する資料のタイトル等の問い合わせはお受けできません。

本館

日時/2月24日(土)、25日(日)
午前9時30分~午後5時(24日)
午後3時(25日)
会場/図書館本館 展示集会室、視聴覚室

北朝霞分館

日時/2月10日(土)
午前9時30分~午後3時
会場/産業文化センター2階 研修兼集会室

お休みカレンダー

○=本館休館日 ◇=分館休館日

開館時間=午前9時30分~午後7時(平日)
午後6時(土・日、祝日)

1月

2月

3月

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3					1	2	3
7	8	○9	◇10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	○13	◇14	15	16	17	11	12	○13	◇14	15	16	17
21	22	23	24	◇25	◇26	27	18	19	20	21	◇22	◇23	24	18	19	20	21	◇22	◇23	24
28	29	30	31				25	26	27	28				25	26	27	28	29	30	31